



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 43 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (40) (業務効率推進課) . . . . . 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 総合事務所の体制の見直しその他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第40号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>地域事務所</u> <u>鳥取県総合事務所等設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）第2条第3項の規定により置かれる鳥取県西部総合事務所日野振興センター（以下「日野振興センター」という。）及び同条例第6条第3項の規定により置かれる鳥取県東部農林事務所八頭事務所（以下「八頭事務所」という。）をいう。</p> <p>(13) 課内室長 <u>組織規則第6条の表の第4欄</u>に掲げる市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、<u>総合支援室</u>、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、<u>農政課企画調整室</u>、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 <u>組織規則第16条第8項第2号</u>に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合においては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第1項</u>に規定する<u>部局長</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 <u>組織規則第5条第2項</u>の規定により置</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>総室内室長</u> <u>組織規則第6条の表の第3欄</u>に掲げる総室内の長をいう。</p> <p>(13) 課内室長 <u>組織規則第6条の表の第4欄</u>に掲げる<u>原子力安全対策室</u>、市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、<u>自立支援室</u>、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、<u>企画調整室</u>、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 <u>組織規則第16条第7項第3号</u>に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合においては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第2項</u>に規定する<u>部局長等</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 <u>組織規則第5条第2項</u>の規定により置</p>

<p>かれる部内局長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる<u>経済産業総室及び雇用人材総室</u>の長（以下「総室長」という。）をいう。</p> <p>(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課及び<u>総室内室</u>の長（総室長を除く。）をいう。</p> <p>(19) 総合事務所長 <u>鳥取県総合事務所等設置条例第2条第1項</u>の規定により置かれる総合事務所（以下「総合事務所」という。）の長をいう。</p> <p>(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条各項の表の<u>左欄</u>に掲げる<u>地域振興局、福祉保健局、生活環境局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日野振興局及び日野県土整備局</u>の長をいう。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長（<u>地域事務所の所管に属する事務</u>にあっては、<u>地域事務所の長</u>。以下同じ。）の専決事項は、それぞれ別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、<u>総室内室の長</u>にあっては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。</p> <p>2～6 略</p> <p>(委任決裁事項)</p> <p>第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、<u>総室内室の長</u>にあっては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を、<u>地域事務所の長</u>にあっては、知事が別に定める特に重要な事項を除く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p>	<p>かれる部内局長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる<u>経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室</u>の長（以下「総室長」という。）をいう。</p> <p>(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長（総室長を除く。）、<u>総室内室長及び組織規則第16条第7項第2号に規定する副官房長</u>をいう。</p> <p>(19) 総合事務所長 <u>鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条</u>に規定する<u>総合事務所長</u>をいう。</p> <p>(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条の表の第2欄に掲げる<u>局等</u>の長をいう。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、<u>総室内室長</u>にあっては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。</p> <p>2～6 略</p> <p>(委任決裁事項)</p> <p>第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、<u>総室内室長</u>にあっては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を除く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p>
---	--

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			
2 地方機関	(1) 地方機関の長（総合事務所長及び地域事務所の長を除く。）	副所長、次長又は八頭事務所の長（八頭事務所の所掌に属する事務に限る。）	主務課長
	(2) 総合事務所長	総合事務所内局長又は日野振興センターの長（日野振興センターの所掌に属する事務に限る。）	副局長又は総合事務所内局長（日野振興センターの所掌に属する事務に限る。）
	(3) 日野振興センターの長	総合事務所内局長	副局長
	(4) 八頭事務所の長	農林業振興課長又は農業改良普及所長	農業振興室長（農業振興室の所掌に属する事務に限る。）

2・3 略

（地方機関の長の権限の執行等）

第12条 地方機関の長は、その委任決裁事項の一部について、常時自己に代わって、その内部組織の長に決裁させることができる。

2・3 略

別表第1（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る処理権限

種類	内 容	事務処理権限の区分																		
		知事	専決権者				委任決裁権者													
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長									
一 公文書に関する事務	略 6 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に																			

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			
2 地方機関	(1) 次長及び課を置く地方機関の長	次長	主務課長
	(2) 次長を置く地方機関の長	次長	
	(3) 総合事務所長	総合事務所内局長	副局長
	(4) 課を置く地方機関の長	庶務に関する事務を行う課長	主務課長

2・3 略

（地方機関の長の権限の執行等）

第12条 地方機関の長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、所属職員に地方機関の長の名において決裁させることができる。

2・3 略

別表第1（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

種類	内 容	事務処理権限の区分																		
		知事	専決権者				委任決裁権者													
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長									
一 公文書に関する事務	略 6 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に																			

<p>規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 同条例第4条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存 在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 複数の地方機関が保有している公文書について取りまとめて処理することが適当であるもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(三)～(七) 略</p>														
<p>7 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 地方機関が保有している公文書に係るもの</p> <p>(イ) 全部開示の決定</p> <p>a 複数の地方機関が保有している文書について取りまとめて処理することが適当であるもの</p> <p>の</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不 存在の決定及び存否 応拒否の決定</p> <p>a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの</p> <p>の</p> <p>① 複数の地方機関が</p>														



	<p>圏域に限られるもの（地域振興部東部振興監に限る。） イ ア以外のもの (2) 直近3年間に実績があるもの</p>																			
	略																			
三 組織及び人事管理に関する事務	略																			
	<p>2 外国旅行の旅行命令及びその復命の受理 (一) 副知事、部長等（統轄監、部長若しくはこれに相当する職の職員又は会計管理者をいう。以下三におおいて同じ。）<u>総合事務所長又は日野振興センターの長に係るもの</u> (二)・(三) 略</p>																			
	<p>3 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 (一)～(三) 略 (四) 地方機関の長に係るもの (1) 5日以上こわたり県外を旅行する場合に係るもの イ <u>総合事務所長及び日野振興センターの長に係るもの</u> ロ <u>総合事務所長及び日野振興センターの長以外の地方機関の長に係るもの</u> (2) 略 (五) 略</p>																			
	<p>4 休暇又は職務に専念する義務の免除の承認 (一)・(二) 略 (三) <u>総合事務所長又は日野振興センターの長に係るもの（年次有給休暇並びに職員の仕事時間、休暇等に関する規則第16条の表第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）</u> (1)・(2) 略 (四) <u>地方機関の長（総合事務所長及び日野振興センターの長を除く。）に係るもの（年次有給休暇、無給休暇及び産前産後休暇又は職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号まで該当する場合を除く。）</u> (1)・(2) 略 (五) 略</p>																			
	略																			
	略																			
	略																			
	略																			
	略																			



<p>5 部分休業の承認又は取消し（修学部分休業に係るものを除く。） （一）次長等又は地方機関の長（総合事務所長及び日野振興センターの長を除く。）に係るもの （二）略</p>																				
<p>6 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第9号）第10条第1項又は第2項の規定による自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 （一）部長等、総合事務所長及び日野振興センターの長に係るもの （二）次長等及び地方機関の長（総合事務所長及び日野振興センターの長を除く。）に係るもの （三）略</p>																				
略																				
<p>四 指導・監督に関する事務 1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分 （一）略 （二）（一）以外のもの （1）略 （2）（1）以外のもの ア 重要なもの （ア）局長が処理することが適当であるもの（地域振興部東部振興監に限る。） （イ）（ア）以外のもの イ 軽易なもの</p>																				
<p>2 検査及び調査、報告、届出及び申請の受理、資料の提出の要求並びに措置命令その他の監督 （一）略 （二）（一）以外のもの （1）重要なもの イ 局長が処理することが適当であるもの（地域振興部東部振興監に限る。） ロ イ以外のもの （2）略</p>																				
<p>3 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付並びに書換交付及び再交付 （一）略 （二）（一）以外の</p>																				
<p>5 部分休業の承認又は取消し（修学部分休業に係るものを除く。） （一）次長等又は地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの （二）略</p>																				
<p>6 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第9号）第10条第1項又は第2項の規定による自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 （一）部長等及び総合事務所長に係るもの （二）次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの （三）略</p>																				
略																				
<p>四 指導・監督に関する事務 1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分 （一）略 （二）（一）以外のもの （1）略 （2）（1）以外のもの ア 重要なもの （ア）局長が処理することが適当であるもの（地域振興部東部振興監に限る。） （イ）（ア）以外のもの イ 軽易なもの</p>																				
<p>2 検査及び調査、報告、届出及び申請の受理、資料の提出の要求並びに措置命令その他の監督 （一）略 （二）（一）以外のもの （1）重要なもの イ 局長が処理することが適当であるもの（地域振興部東部振興監に限る。） ロ イ以外のもの （2）略</p>																				
<p>3 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付並びに書換交付及び再交付 （一）略 （二）（一）以外の</p>																				

